

## 逗子海水浴場防犯カメラ賃貸借契約仕様書

### 1. 目的

安全安心な逗子海水浴場の実現のため、防犯カメラを設置し、画像情報等データの取得及び解析をするとともに、設置の事前周知等を通じて、海水浴場内における禁止行為及び犯罪等の発生を未然に防止し、利用者の安全安心で快適な逗子海水浴場の利用に資するようになるもの。

### 2. 賃貸借期間

令和8年6月15日から令和8年9月30日まで

### 3. 賃貸借内容

逗子海水浴場開設期間（令和8年7月3日から令和8年9月6日まで）中、海水浴場及び中央通路に防犯カメラを設置して画像情報等データを取得し、WEBブラウザにて当該海水浴場担当者が確認できるようにするもの。

カメラの画像情報等データについてはクラウドで一定期間保存し、期間終了後は消去するものとする。

なお、カメラの画像情報等データの取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」によるものとする。

### 4. 賃貸借物件

(1) クラウドカメラ 9台（中央通路用カメラ1台、海水浴場用カメラ8台）

(2) クラウドカメラ取付機材 一式

(3) カメラの画像情報等データ保存用サーバー 一式

(4) カメラの画像情報等データ視聴用ブラウザシステム 一式

### 5. 仕様

(1) クラウドカメラ

#### 共通

- ・クラウド対応監視カメラとすること。
- ・カメラは動画撮影し、夜間は自動でIR撮影に切り替えが可能なものとする。
- ・カメラ及び付属ルーター等はIP66の防水防塵耐性を有していること。
- ・画像は100万画素以上の高画質カメラで24時間稼働を可能とすること。
- ・動力はAC100V電源を利用したものであること。
- ・設置予定場所に応じたカメラ設置用取付機材を用意すること。
- ・設置場所はおおむね「防犯カメラ設置図」によるものとし、現状を優先し、最適な場所に設置するものとする。
- ・電源、コンセント及びカメラ等の設置及び撤去は発注者にて実施するものとする。
- ・設置時に、現地または遠隔にて立ち会いを行い、詳細の調整をするものとする。

#### 中央通路用カメラ

- ・水平画角60度以上を有していること。
- ・重量5kg以下であること。（取付機材を含む。）

- ・カメラは人数をカウントする機能を有し、カウント方法の変更やカウントしたデータを別途抽出を可能とすること。
- ・取付場所は海岸入口横の支柱（直径約 200mm×高さ約 8,000mm、鋼管柱）に共架するものとする。

#### 海水浴場用カメラ

- ・水平画角 110 度以上を有していること。
- ・重量 5kg 以下であること。（取付機材を含む）
- ・取付場所は海岸放送塔（直径約 200mm×長さ約 8,000mm、鋼管柱）及び海水浴場監視棟屋上ベランダ木製角柱（約 50mm×約 50mm）に共架するものとする。

#### (2) クラウド環境の仕様

- ・カメラの画像情報等データは、国内サーバー内にオンライン結合の上、暗号化し、令和 8 年 9 月 23 日まで保存することとし、9 月 24 日には消去するものとする。
- ・カメラの画像情報等データは安全性を担保し、第三者が閲覧及び接続できないようにするため、伝送経路及びサーバー内も暗号化し、TLS1.2 以上のものとする。
- ・カメラの画像情報等データは、発注者及び発注者の認める者のみ確認できるように安全性を担保するものとする。

#### (3) データ通信

- ・PLC（電力線通信）を利用した LTE 通信によるものとする。
- ・カメラの画像情報等データは安全確保のため、暗号化し、TLS1.2 以上のものとする。

#### (4) 受注者

- ・受注者は情報セキュリティ保持のため ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27701 を取得していること。

#### (5) ブラウザシステム

- ・発注者の用意するパソコン等端末にて画像を確認し、操作を可能とすること。
- ・カメラの画像はすべて再生可能とし、用途に応じ静止画像への変換も可能とすること。
- ・カメラの画像情報等データは動画及び静止画にて、別途保存可能とすること。

#### (6) サポート体制

- ・賃貸借機器等の使用に関する問い合わせについて、電話、Eメールにて対応でき、必要に応じて設置場所にて対面で説明すること。
- ・賃貸借機器等の更新等の情報提供があった際は、適宜確認し、発注者に報告すること。

### 6. 費用請求

賃貸借に係る費用は、令和 8 年 6 月から 9 月まで各月に分割して請求を行なうものとする。

### 7. 提出書類

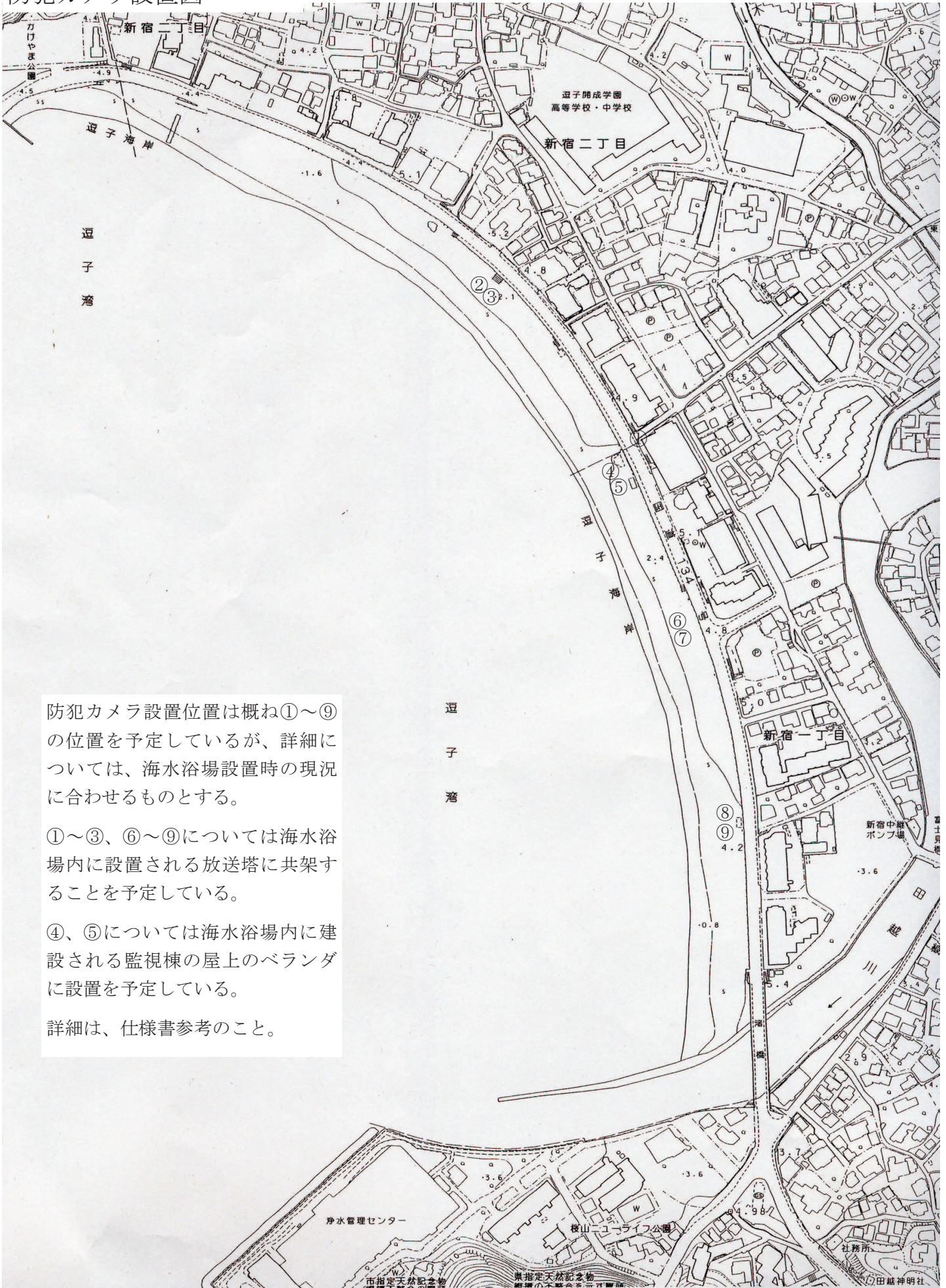
- ・導入スケジュール
- ・打合せ資料、議事録等
- ・保守管理体制図
- ・ISO/IEC 27001、ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27701 認定通知書（写）

## 8. その他

本仕様に記載のない事項については、発注者、受注者双方協議のうえ決定するものとする。



# 防犯カメラ設置図



逕子湾

逕子湾

防犯カメラ設置位置は概ね①～⑨の位置を予定しているが、詳細については、海水浴場設置時の現況に合わせるものとする。

①～③、⑥～⑨については海水浴場内に設置される放送塔に共架することを予定している。

④、⑤については海水浴場内に建設される監視棟の屋上のベランダに設置を予定している。

詳細は、仕様書参考のこと。

[別 添]

## 個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

### （基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### （責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

### （作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

### （再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

### （派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。